

様式第1(その6の2)

商用車等の電動化促進事業(トラック)実施計画書(導入予定表) (国庫債務負担行為分)

※型式ごとに記入

補助対象車両使用者 (リースの場合は貸渡し先)	事業者名又は個人の場合は氏名 ^{注1}					
補助対象車両	種類 ^{注2}		BEV		PHEV	FCV
			バッテリー交換式		水素内燃	改造車
	区分 ^{注3}		軽自動車(バン)		軽自動車(トラック)	トラクタ
			トラック(小型)		トラック(中型)	トラック(大型)
	事業用・自家用		事業用			自家用
	車名 ^{注4}					
	通称名 ^{注4}					
型式 ^{注4}		-		バッテリーサイズ等 ^{注5}		
導入計画	営業所名		営業所位置 (使用本拠の位置・住所)			
	令和7年度(補正)	導入車両(令和8年2月2日～令和9年1月15日)				
	導入計画台数 ^{注6}	(A)				台
	(1) 補助対象経費 ^{注7} (補助対象車両価格)				円	
	(2) 寄付金その他の収入				円	
	(3) 補助対象経費支出額(1)-(2)				円	
	(4) 基準額 ^{注8}				円	
	(5) 値引額 ^{注9}				円	
	(6) 値引額×係数 ^{注10}				円	
	(7) 基準額-(値引額×係数) (4)-(6) ^{注11}				円	
	(8) 補助金交付申請額の算定 (3)と(7)を比較して少ないほうの額	(B)				円
(9)交付申請額 ^{注12}	(A)×(B)				円	
抵当権設定の予定		有り		無し		
本事業(補助対象車両の導入)に係る本補助金 以外の国の補助金の交付又は交付申請の有無			有り		無し	
導入計画 ^{注12} 国庫債務負担分	営業所名		営業所位置 (使用本拠の位置・住所)			
	導入計画台数 ^{注6}	(A)				台
	(1) 補助対象経費 ^{注7} (補助対象車両価格)				円	
	(2) 寄付金その他の収入				円	
	(3) 補助対象経費支出額(1)-(2)				円	
	(4) 基準額 ^{注8}				円	
	(5) 値引額 ^{注9}				円	
	(6) 値引額×係数 ^{注10}				円	
	(7) 基準額-(値引額×係数) (4)-(6) ^{注11}				円	
	(8) 補助金交付申請額の算定 (3)と(7)を比較して少ないほうの額	(B)				円
	(9)交付申請額 ^{注12}	(A)×(B)				円
抵当権設定の予定		有り		無し		
本事業(補助対象車両の導入)に係る本補助金 以外の国の補助金の交付又は交付申請の有無			有り		無し	

- 注1 官公庁、地方公共団体、大学、研究機関等は、その名称を記入
- 注2 BEV:電気自動車、PHEV:プラグインハイブリッド自動車、FCV:燃料電池自動車
- 注3 補助対象車両の区分における大型、中型、小型とは
大型車 車両総重量(GVW)12t超、中型車 車両総重量(GVW)7.5t超12t以下、小型車 車両総重量(GVW)2.5t超7.5t以下
- 注4 「事前登録された補助対象車両情報」に記載されている車名、通称名、型式であること
- 注5 バッテリーサイズ等で基準額が異なる場合は記入する
- 注6 車名、型式、車の種類、区分(以下「区分等」という。)が同じ車両、同じ値引額の申請台数を記載
なお、種類等が異なる場合は、本様式(様式第1(その6の2))を複数枚記載して添付する
- 注7 補助対象経費には車両の登録等にかかる諸経費、消費税、下取り価格は含まない
改造車両の場合、改造事業者が算出した改造に要する費用で当機構が承認した経費
- 注8 基準額:「事前登録された補助対象車両情報」に記載された基準額
- 注9 値引額については、購入する車両メーカー・販売店に確認し記載する。値引がない場合は0円と記載する
(値引額とは、事前に登録された車両本体価格から補助対象経費を減じた額とする)
- 注10 係数は次の通りとする 電気自動車:2/3、プラグインハイブリッド自動車:1/2、燃料電池自動車又は水素内燃機関型自動車:3/4
- 注11 1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする
- 注12 交付申請額:導入計画台数(A)×(B) 改造車は環境省と協議の上算出
- 注13 国庫債務負担行為の申請をする場合のみ記載すること
- ※ 同じ型式で事業用と自家用の両方を申請の場合は基準額が異なるため、この様式は分けて記入すること